

(令和3年習志野市議会第1回定例会)

発議案第1号

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月25日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 荒 木 和 幸

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例

習志野市議会委員会条例（昭和５７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定足数)</p> <p>第１６条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第１８条（委員長及び委員の除斥）の規定に</p>	<p><u>（オンライン会議システムを活用した委員会）</u></p> <p><u>第１５条の２ 委員長は、重大な感染症のまん延の防止、大規模な災害の発生その他やむを得ない理由により、委員の委員会の開会場所への参集が困難と判断する場合であつて、委員会の運営に委員、第２１条の規定による求めに応じ説明のため出席する者その他の関係者が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用する必要があると認めるときは、オンライン会議システムを活用した委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>２ 委員は、前項の規定により開会する委員会（以下「オンライン委員会」という。）へのオンライン会議システムによる出席（以下「オンライン出席」という。）を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第１６条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席<u>（オンライン委員会にあつては、オンライン出席を含む。以下同じ。）</u>しなければ会議を開くこ</p>

よる除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 (略)

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

(秩序保持に関する措置)

第22条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 (略)

とができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第30条第1項に規定する出席委員とする。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員(オンライン委員会にオンライン出席をした委員(以下「オンライン出席委員」という。)を含む。以下同じ。)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 (略)

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン委員会においては、秘密会とすることができない。

2 (略)

(秩序保持に関する措置)

第22条 (略)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させること(オンライン出席委員が当該命令に従わないときにあつては、オンライン出席ができないようにすること。)ができる。

3 (略)

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 (略)

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させること（オンライン委員会にオンライン出席をした公述人の発言がその範囲を超え、又は当該公述人に不穏当な言動があるときにあつては、オンライン出席ができないようにすること。）ができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本案は、オンライン委員会の開催を可能にするため、所要の改正を行うものである。

(令和3年習志野市議会第1回定例会)

発議案第2号

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月25日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 荒 木 和 幸

習志野市議会会議規則の一部を改正する規則

習志野市議会会議規則（昭和57年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第5節 委員長及び副委員長の互選 (第126条・<u>第127条</u>)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>第5節 委員長及び副委員長の互選 (第126条-<u>第127条の2</u>)</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないとき（<u>習志野市議会委員会条例（昭和57年条例第32号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第2項の許可を受けた委員が同項に規定するオンライン出席（以下「オンライン出席」という。）</u>）をすることができる。</p>

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(定足数に関する措置)

第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

- 3 (略)

きないときを含む。次項において同じ。)は、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(定足数に関する措置)

第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員(委員会条例第17条第1項に規定するオンライン出席委員(以下「オンライン出席委員」という。)を含む。第131条第2項及び第132条第1項を除き、以下同じ。)が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席(オンライン出席委員にあつては、オンライン出席をしないこと)を制止し、又は会議室外の委員に出席(委員会条例第15条の2第2項に規定するオンライン委員会(以下「オンライン委員会」という。)にあつては、オンライン出席を含む。以下同じ。))を求めることができる。

- 3 (略)

(オンライン委員会における互選)

第127条の2 前2条の規定にかかわらず、オンライン委員会における委員長及び副委員長の互選の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

(携帯品)

第152条 議場若く又は委員会の会議

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン出席委員にあつては、この限りでない。

(オンライン委員会における起立等の認定をし難いとき等の表決)

第135条の2 第131条第2項及び第132条から前条までの規定にかかわらず、オンライン委員会で委員長が起立若しくは挙手をした者の多少を認定し難いとき若しくは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき又は委員長が必要があると認めるとき若しくは出席委員から要求があるときの起立又は挙手によらない表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4・5 (略)

(携帯品)

第152条 議場若しくは委員会の会

室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第164条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

議室に入る者又はオンライン出席をする者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第164条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去(オンライン委員会にあつては、オンライン出席をしないようにすることを含む。)を命じなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本案は、議員の会議の欠席事由の明確化及びオンライン委員会の開催を可能にするため、所要の改正を行うものである。

(令和3年習志野市議会第1回定例会)

発議案第3号

習志野演習場・駐屯地へのオスプレイの飛来及び訓練と習志野市・八千代市・船橋市上空通過に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月25日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	市瀬健治
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	宮城壮一

習志野演習場・駐屯地へのオスプレイの飛来及び訓練と習志野市・八千代市・船橋市上空通過に反対する意見書

陸上自衛隊のV-22オスプレイ2機が、令和2年7月に木更津基地に配備された。2月中に新たに5機、岩国基地に陸揚げされると報道されている。今後、令和3年度末までに全17機が配備予定である。木更津基地への暫定配備期間は5年以内と伝えられているが、防衛大臣の言葉はあくまでも「目標」に過ぎず、配備予定地の佐賀県では地権者の強い反対があるために移転のめどが立っていない。このままでは、なし崩しの「恒久配備」となるおそれがある。

また、7月に木更津に陸自オスプレイが飛来した際には、天候不良を理由に何度もその到着日程が延期され、オスプレイが悪天候では飛べない、災害救助には不向きな機体であることが図らずも実証された。さらに到着後の機体整備が予定どおりに進まず、約3か月も経過してようやく行われた昨年11月10日の試験飛行では、機体不良の警告表示が出たために場外飛行を中止した。新品の機体であるにも関わらず、試験飛行でいきなり警告表示が出るなど、どう考えてもオスプレイが危険な欠陥機であることは確かである。

しかし、防衛省はあくまでもこの欠陥機オスプレイを使用する計画を見直すとはしていない。昨年6月に3市の市長が連名にて防衛省に説明を求める要望書（木更津駐屯地への陸上自衛隊オスプレイ暫定配備に関する）を提出したが、今まで回答がなく、市民が不安に感じている。

木更津に配備されたオスプレイの訓練飛行ルート及び頻度は、現行の自衛隊ヘリコプターCH47とおおむね同じものになると防衛省が示している。すなわち、習志野市に隣接し、八千代市、船橋市にまたがる習志野演習場へのルートがそうであり、週に何度も、早朝から夜間までオスプレイが低空で耐え難い騒音を出して飛び回るということになる。

私たちにはこの町で平穏に暮らし、自らの命と財産を守る権利がある。しかし、オスプレイによって、それらが確実に脅かされることになる。オスプレイが低空で飛び回る空の下で暮らしたいと考える人がどれほどいるだろうか。オスプレイによって、今後、私たちの町を寂れさせるわけにはいかない。

よって、本市議会は政府に対し、下記事項について、強く求めるものである。

記

- 1 オスプレイが習志野・八千代・船橋の3市上空を通過しないこと。
- 2 習志野演習場・駐屯地でオスプレイを使った訓練を行わないこと。

3 木更津駐屯地を含め、自衛隊オスプレイの日本国内の配備をやめること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、
標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第1回定例会)

発議案第4号

選択的夫婦別姓制度の議論を進めることを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月25日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

選択的夫婦別姓制度の議論を進めることを求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回った。特に多くの人が初婚を迎える30歳から39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上る。

また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁した。男女同権の理念のっとり、平成15年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、平成28年3月の第7回及び第8回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」を求めている。

平成8年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから25年が経過したが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。最高裁判所は平成27年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見いだすことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねた。その後も選択的夫婦別姓を求める裁判が提起されている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えている。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例もあり、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。このような現状に鑑みても、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進めていく必要があると考える。

よって、本市議会は政府に対し、選択的夫婦別姓を可能とする法制度について、積極的な議論を推進するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和3年習志野市議会第1回定例会)

発議案第5号

千葉県に男女共同参画条例の制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月25日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆

千葉県に男女共同参画条例の制定を求める意見書

近年、ジェンダー平等を目指す世論と行動が広がり、一定の前進が見られるとはいえ、我が国のジェンダーギャップ指数は121位と「後進国」である。

男女共同参画という言葉に置き換えられた元の言葉は、「ジェンダー平等」である。ジェンダーとは、社会・文化・歴史・経済的に構築される性差のことである。そしてこの性差とは時代とともに変化するものである。

千葉県は、いまだに全国で唯一男女共同参画条例が制定されていないことについて、条例がない中であっても、男女共同参画計画に基づき、県民、事業者、市町村と県が連携しながら各種政策の取組がなされていると、県議会に対し説明している。

しかし、基本法やそれに基づく基本計画があっても、これらは基本的な部分を定めるものであって、措置の必要性や責務については触れていない。したがって、具体的な措置の内容は、各自治体がその特徴・特性を踏まえて定めていく必要がある。そのため、千葉県においても男女共同参画条例の制定が求められるのである。

今、重要なことは、日本国憲法の個人の尊重と法の下での平等や男女共同参画社会基本法の基本理念「男女の人権の尊重」を踏まえた男女共同参画条例の制定である。

よって、本市議会は千葉県知事に対し、広範な県民の意見を十分に反映した男女共同参画条例を制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、千葉県知事に対して、標記意見書を提出するものである。